

都市再生整備計画(第4回変更)

たかさきえきしゅうへん
高崎駅周辺地区

群馬県 たかさきし
高崎市

令和7年1月

事業名	確認
都市構造再編集集中支援事業	■
都市再生整備計画事業	□
まちなかウォークブル推進事業	□

目標及び計画期間

様式(1)－②

都道府県名	群馬県	市町村名	たかさき 高崎市	地区名	たかさきえき しゅうへん 高崎駅周辺地区	面積	171	ha
計画期間	令和	2	年度	～	令和	6	年度	
					交付期間	令和	2	年度
						～	令和	6
						年度		

目標
・都市機能が集積し、広域から人・もの・情報が集まる都市 ・官民が協働し、賑わいあふれる都市 ・市民活動が盛んであり、誰もが暮らしやすい都市
目標設定の根拠
都市全体の再編方針(都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用を考える、当該都市全体の都市構造の再編を図るための方針) ※都市構造再編集集中支援事業の場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。 本市は平成18年度及び平成21年度の市町村合併により市域が110.72km ² から459.16km ² へと拡大した。総人口の約67％が合併前の旧高崎市地域に居住しており、郊外部において進む人口減少・高齢化は今後より顕著に進行し、その後中心市街地においても同様のことが進むと予想される。本市の都市づくりの理念である高崎市第6次総合計画では「いつまでも、ずっと暮らしたい高崎」を、高崎市都市計画マスタープランでは「多核連携都市の形成」の実現を掲げているが、人口減少の進行に伴い市街地の低密度化が進行し、都市のスポンジ化が進むにつれ、一定の人口集積によって支えられる生活利便施設や、拡散した都市インフラの維持が困難となることが懸念されることから、持続可能な都市であるために居住機能及び都市機能の適切な配置、誘導を順次進めていく。 ・高崎駅周辺の都心拠点 既存商業・業務機能や新たな大規模集客施設などの高次都市機能の集約強化、交流人口・集客人口の増加により、本市及び周辺都市を圏域とする広域拠点の形成を図る。 ・他の鉄道駅周辺や各支所周辺などのサブ拠点・地域中心拠点 都市機能を誘導すべき拠点地域を明確にするとともに、地域の生活圏の中心として必要な機能が集約された拠点の形成を図る。 ・拠点間の移動 地域や拠点をつなぐ公共交通ネットワークの充実・強化を図り、誰もが拠点にアクセスしやすい交通環境を図るとともに、一体的な高崎の形成を図る。 コミュニティバス路線の利便性向上・効率化・公共交通ネットワークの強化・JR信越線新駅設置に向けた取り組み推進 なお、公的不動産の活用については「高崎市公共施設等総合管理計画」において、社会経済状況や時間の経過によって変化する市民ニーズを的確に捉え、施設の複合化・集約化に取り組み、施設規模の適正化に努めるとともに、廃止した公共施設や不要と判断された施設は、民間活用や売却を推進し、施設の利活用を検討するとしている。
まちづくりの経緯及び現況
・本市は古くより交通の要衝として栄え、現在もJR高崎駅の乗車人員数は県内1位であるなど、群馬県の玄関口及び広域交流拠点であり、その中でも高崎駅周辺は高崎市第6次総合計画において高崎に「人・もの・情報」を集積させるための第一の拠点に位置づけられ、市全体の発展を牽引する役割を担っている。また、北陸新幹線の金沢延伸、国道354号バイパスの全線開通、高崎玉村スマートインターチェンジ及び産業団地の整備など、物理的な条件が整い、広域交流圏は更に拡大している。 ・本地区においては、区画整理事業による基盤整備と市街地再開発事業による建築物整備、高崎アリーナや高崎芸術劇場、Gメッセ群馬といった集客施設の整備が進み、JR高崎駅東西に民間による商業施設・マンションの建設、地区内人口及び歩行者数増、高崎駅の乗員人数増、地価の上昇といった整備効果が発現している。今後更に拠点施設等の集積が進むことにより交流人口・集客人口の増が期待されるため、本計画において、住む人も来街する人も快適で心地よく安全に過ごすことができ、駅周辺の賑わいがエリア全体に波及するようなまちづくりを目指す。
課題
・JR高崎駅の乗車人員は過去最高を記録し、駅周辺の歩行者数も増加しているが、駅西口の商店街には効果が波及しておらず、市民の声アンケートにおいて「まちなかの活性化が図られている」と回答した割合は28.7％(そう思う6.2％、どちらかと言えばそう思う22.5％)にとどまるなど「まちなか」の求心力回復には至っていない。 ・駅周辺ではマンション建設が進み、市外及び県外からの転入者が増加しているが、子供が遊べる場所・市民が集まれる場所が不足し、子育て世代を対象にしたアンケートでは歩道の段差や狭さなどの危険性を指摘する意見が多く見られるなど、増加した需要を満たすための環境整備が不足した状況である。 ・まちなかオープンカフェ・まちなかコミュニティサイクル推進事業により、来街者の回遊性を向上させるよう取り組んでいるが、駅周辺では歩行者数が増加したものの周辺部では横ばいの状況で、賑わいが波及していない。 ・体育館の閉館やホール及び会議室の老朽化によりこれまでに行われていた市民活動が継続できなくなり、地域コミュニティの形成が図れなくなる可能性がある。
将来ビジョン(中長期)
『高崎市第6次総合計画』⇒ 商業、文化、スポーツ施設などの都市機能が集積する第一の拠点であり、「変革する高崎」を実現するため本市の更なる発展を牽引する役割を担う地区であるとしている。 『高崎市都市計画マスタープラン(H23/3)』⇒ 「魅力と存在感のある交流創造都市」を実現するため、都市拠点機能の集積と充実を図るとしている。 『高崎市中心市街地活性化基本計画』⇒ 広域圏からの来訪者(交流人口)の増加を主眼に「賑わい・交流・文化都心」の創出を掲げ、特に「市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できる、拠点・回遊性のまち」を目指すとしている。 『高崎市立地適正化計画』⇒ 高崎駅周辺は都市機能誘導区域の位置づけにあり、高崎市の発展を牽引する中核的エリアであるとともに、市域を超えた広域交流を実現する拠点として高次都市機能の誘導を図るとしている。

都市構造再編集集中支援事業の計画 ※都市構造再編集集中支援事業の場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。

都市機能配置の考え方

- ・高崎駅周辺地区は、高崎市の発展を牽引する中核的エリアであるとともに、市域を超えた広域交流を実現する拠点としての役割を担うことから、市域全域及び近隣市町村を含む3次生活圏全体に便益を供するような高次都市機能の誘導を図る。
- ・現有のホールと会議室は施設の老朽化が進み、高崎駅東口駅前にある体育館は老朽化により閉鎖していることから、当該施設の合築により高崎市東町市民活動センターを整備する。
- ・都市機能誘導区域には整備済みの高崎アリーナ、高崎駅西側駅前地区市街地再開発事業による複合ビルを建設予定であり、市の権利関係に整備する施設の検討を行う。
- ・都市機能誘導区域の設定に際して、高崎駅から歩ける範囲を目安としており、駅東西の回遊性を確保するために高崎駅東口ペDESTリアンデッキの延伸を検討する。
- ・高崎駅周辺の中心市街地において将来人口の落ち込みが大きいと予想され、人口密度の低下に伴い低未利用地や空き家が増加し、良好な市街地環境を阻害するおそれがあるため、高崎駅周辺においてマンション建設を促進する(高崎市居住誘導策)。
- ・集客力・回遊性に加え、地方都市の中心市街地の生活圏等における柔軟な働き方の実現に寄与するため、国から認定を受けている「かわまちづくり計画」に基づき、高崎産農産物を県内外へ大いにPRするための紹介・卸売・飲食スペースや多目的交流スペースを備えた展望レストランと、地域住民にも広く利用してもらえるようなコワーキングスペースを含めた施設との合築により高松かわまち展望レストランを整備する。合わせて駐車場から歩行者デッキを整備し、バリアフリーな移動を可能にさせ公共の用に資するとともにまちなか活性化の満足度に繋げる。

都市再生整備計画の目標を達成するうえで必要な誘導施設の考え方

- ・本市の持つ高い交通拠点性を生かし、公共交通（JR高崎駅）からも高速道路（高崎玉村スマートIC）からもアクセスのよい中心拠点地域において、文化・芸術・教育・子育て・ビジネスが一体となったエリアを整備することで都心部の求心力・集客力をさらに強化し、そこで生み出した価値を全市域に波及させていく。

都市の再生のために必要となるその他の交付対象事業等

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目 標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目 標 値	目 標 年 度
歩行者・自転車通行量の維持	人/日	中心市街地の14地点において、10時から20時までの歩行者・自転車通行量を調査する	地域交流センターの整備により交流人口やまちなかの回遊性の維持が図られているか確認するため、地区内の歩行者・自転車通行量を調査する	159,734人/日	H30	159,734人/日	R6
高崎駅乗員人数の維持	人/日	JR東日本が発表するJR高崎駅の1日平均乗車人員	人口減少の中、地域交流センターの整備による来訪者や、安心・安全なまちづくりによって居住者の維持が図られているか確認するため、駅の利用者数を調査する。	32,169人/日	H30	32,169人/日	R6
市民活動センター利用件数の維持	件	高崎市東町市民活動センターの年間利用件数	施設の整備により市民活動を継続することができ、地域コミュニティの形成と維持につながる	1,970件/年	R1	1,970件/年	R6

整備方針等

様式(1)－③

計画区域の整備方針		方針に合致する主要な事業
【都市機能が集積し、広域から人・もの・情報が集まる都市】 すでに整備の進んでいる高崎アリーナ、高崎芸術劇場、Gメッセ群馬といった集客施設と連携し、一体的に整備を進めることで、市内外からの来訪者を獲得し、本市中心部の拠点性をさらに高める。		【提案事業】 事業活用調査：再開発と一体となったまちづくり検討業務 【関連事業】 土地区画整理事業：高崎駅周辺（西口）地区 土地区画整理事業：東口第二地区 市街地再開発事業：高崎駅東口栄町地区
	【市民活動が盛んであり、誰もが暮らしやすい都市】 老朽化した施設を市民活動センターと市民交流スペースの合築により再建することで、現在行われている市民活動が継続され、地域コミュニティが形成され暮らしやすい都市となる。	【基幹事業】 地域生活基盤施設：太陽光発電 高次都市施設：高崎市東町市民活動センター
	【官民が協働し、賑わいあふれる都市】 既に官民連携事業として取り組んでいるオープンカフェ推進事業に加え、アーケード活性化事業によりまちなかの魅力を発信し、高松かわまち展望レストハウスを含む集客施設等の利用のため駅周辺に訪れた来訪者が回遊することで街全体が賑わう。	【基幹事業】 高次都市施設：高松かわまち展望レストハウス 地域生活基盤施設：歩行者デッキ 【提案事業】 事業活用調査：再開発と一体となったまちづくり検討業務 【関連事業】 まちなかオープンカフェ推進事業 まちなかコミュニティサイクル推進事業 コミュニティ施設活動支援事業 都市計画道路仲通り線中央アーケード活性化事業
その他		
【まちづくりの住民参加】 ・高崎駅前通り商店街で行われる「にぎわい創出支援事業」をはじめ、まちなか回遊ルートを構成する主な商店街では、一大風物詩である「夏祭り」のほか「沿道飾花活動」等の地域コミュニティ活動が積極的に行われ、交流人口の増加に寄与している。 ・高崎商工会議所を基本とした若手有志により、高崎を「パスタの街」としてアピールするブランド戦略が展開され、それを活用したイベントである「キングオブパスタ」は、まちなかの「もてなし広場」で毎年定期開催されており、多くの来場者を集める観光行事となっている。 ・高崎中央銀座商店街で発足した「まちづくり協議会」ではアーケード街の賑わい創出のために「まちなかオープンカフェ推進事業」を実施するとともに、打ち水・浴衣の着付け・縁日等を行う「打ち水大作戦」などのイベントを開催している。 【官民連携事業】 『道路占用許可特例（都市再生特別措置法46条10）』 ・「高崎まちなかオープンカフェ推進協議会」は高崎商工会議所を中心に地元商店街、飲食店、高崎市等で委員を構成し、「まちづくり協議会」は地元町内会区長、商店街、飲食店等で委員を構成しており、いずれも地元の意見調整等を自ら行うことで公平性を担保する能力を有する組織であることから、オープンカフェ事業の事業主体に選定する。 ・「高崎まちなかコミュニティサイクル推進協議会」も同様に、地元の意見調整等を自ら行える委員構成の市内唯一の組織であり、コミュニティサイクル事業の事業主体に選定する。 【高崎市立地適正化計画の目標「都市活力の向上」に資する事業】 ・高崎市東町市民活動センター　：　地域住民や駅周辺を訪れる人など幅広く市民が交流を深めることができるよう、中小会議室、ホール、市民交流スペース等を備えた「高崎市東町市民活動センター」を整備することにより、本市の産業経済活動や市民の文化・スポーツ活動を支援していく場とする。 ・高松かわまち展望レストハウス　：　地域住民や駅周辺を訪れる人など幅広く市民や観光客が交流を深めることができるよう、多目的交流スペース、高崎産農産物を県内外へ大いにPRするための紹介・即売・飲食スペース等を備えた「高松かわまち展望レストハウス」を整備することにより、本市の産業経済活動や県内外への食文化発信、市民の交流活動を支援していく場とする。		

様式(1)-④-1

(金額の単位は百万円)

...A

...B

0

	47.827
--	--------

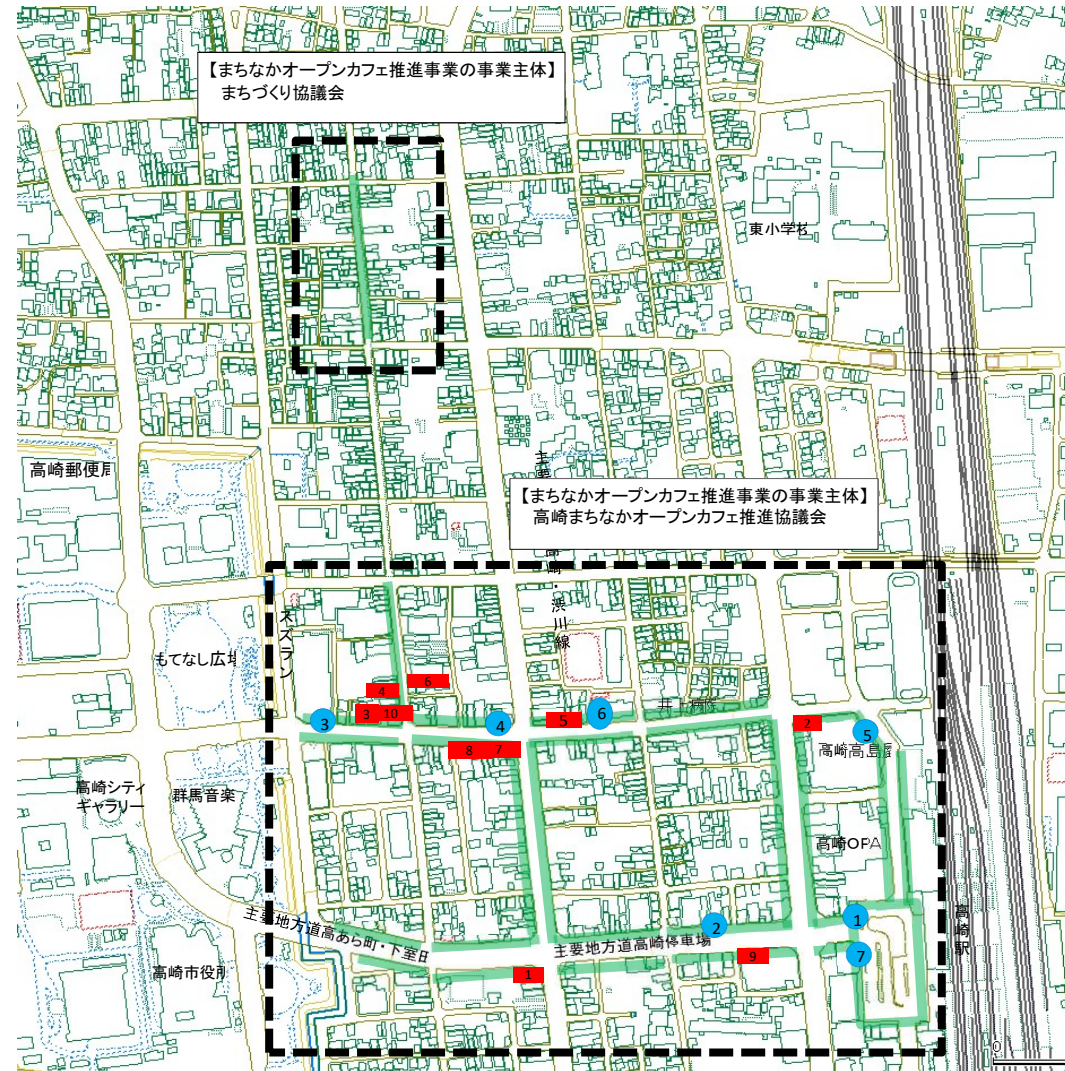
協定制度等の取り組み								
官民連携によるエリアマネジメント方針等								
事業番号	事業	事業の目的／事業によって解決される課題	事業期間	事業主体	活用する制度			
					道路占用許可特例（都市再生特別措置法46条10項）	都市再生整備計画者経路協定（都市再生特別措置法46条12項）	都市利便増進協定（都市再生特別措置法46条13項）	河川敷地占用許可（河川敷地占用許可準則22）
1	●オープンカフェ（カフェならびに食事施設）の設置 オープンカフェを設置して適切に維持管理することにより、まちのにぎわいを創出する。	小休憩のできる滞留空間を形成し、華やかで賑わいのある歩行者空間を創出する。	H25～R6	・高崎まちなかオープンカフェ推進協議会 ・まちづくり協議会	○			
2	●自転車駐輪器具（サイクルポート）の整備 民間が中心となった協議会を組織し、コミュニティサイクル専用の自転車駐輪器具を活用して事業の管理・運営を図る。	放置自転車・違法駐輪を解消し、まちなかの回遊性向上と良質な景観の形成を図る。	H25～R6	高崎まちなかコミュニティサイクル推進協議会	○			
3								
4								

制度別詳細1(道路占用に関する事項) 都市再生特別措置法46条10項

制度の活用計画				
占用対象施設			占用の場所	道路交通環境の維持 及び向上を図るための措置
道路 占用許可 特例対象 施設	1	オープンカフェ(カフェならびに食事施設)の椅子等	路線名:主要地方道藤木高崎線歩道部(宮元町13番の2～連雀町104番の区間) 路線名:主要地方道あら町下室田線歩道部(あら町240番～宮元町273番) 路線名:主要地方道高崎停車場線歩道部(あら町2番1～八島町63番7の区画) 路線名:高崎市道A572号線歩道部(鞆町86番地～鞆町18番の区間) 路線名:高崎市道A629号線歩道部(連雀町24番地1～旭町30番地1の区間) 路線名:高崎市道A572号線歩道部(新紺屋町15番地1～寄合町28番地2の区間)	・カフェならびに食事施設周辺の清掃を実施する。 ・歩道部にゴミ等が落とされた場合にはこまめに清掃する。 ・店舗周辺の歩道部分に違法駐輪が増えないよう、利用者へのマナーの周知を図る。
	2	自転車駐輪器具(サイクルポート)	路線名:主要地方道藤木高崎線歩道部(宮元町13番の2～連雀町104番の区間) 路線名:主要地方道高崎停車場線歩道部(あら町2番1～八島町63番7の区画) 路線名:高崎市道A633号線歩道部(八島町36番地2～八島町39番地1の区間) 路線名:高崎市道A654号線歩道部(旭町34番地2～八島町214番地2の区間) 路線名:高崎市道A629号線歩道部(連雀町24番地1～旭町30番地1の区間)	・自転車駐輪器具に落ち葉が吹きだまらないよう、乗り降りするエリアをこまめに清掃する。 ・自転車駐輪器具設置個所の周囲で違法駐輪が起きないよう、注意喚起を徹底する。
	3			
	4			
	5			

道路占用許可特例対象施設

3. 道路占用許可の特例を活用し
にぎわいのあるまちづくりを行う予定の区域



制度別詳細1-1(道路占用に関する事項)

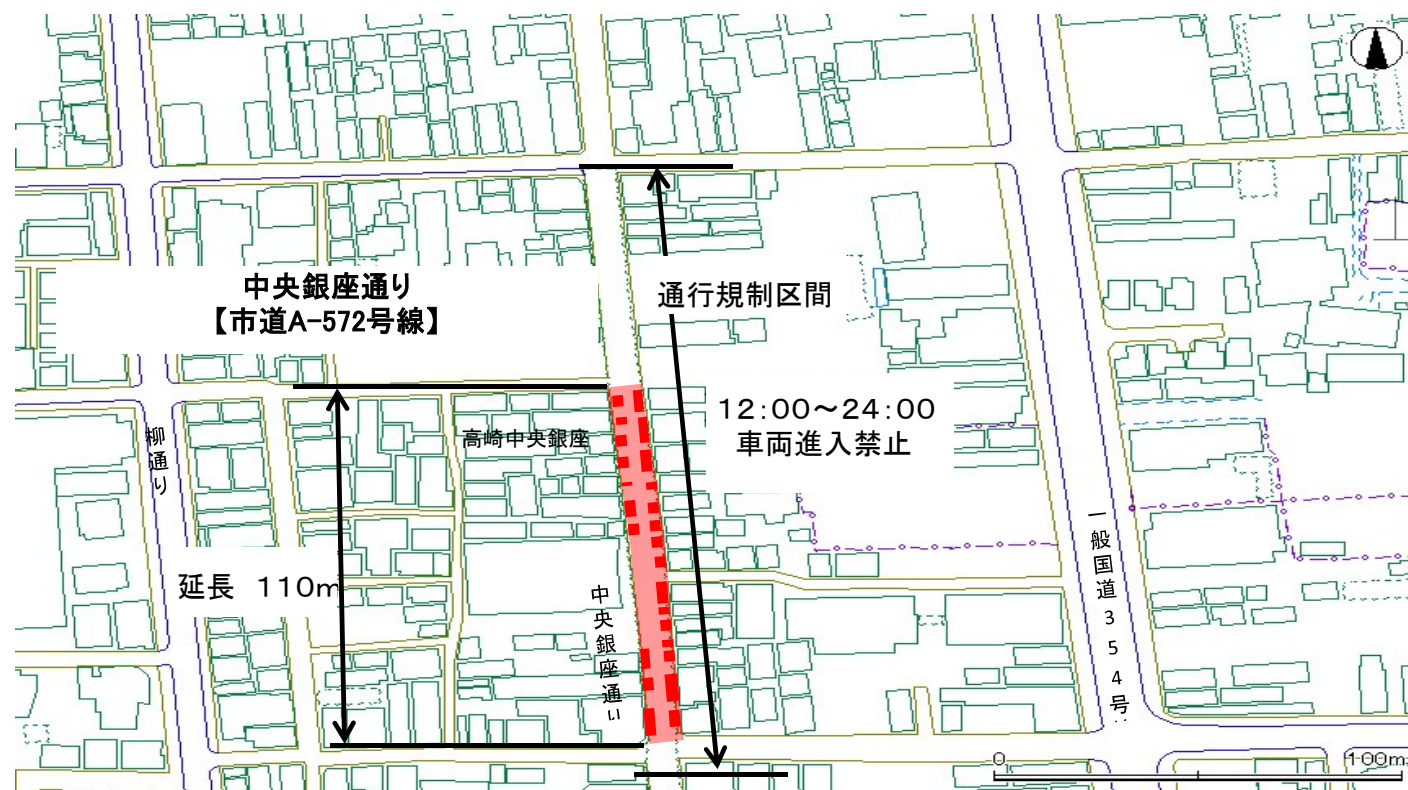
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

道路占用許可特例対象施設

道路占用許可の特例を活用しにぎわいのあるまちづくりを行なう予定の区域

食事施設(ベンチ・テーブル)

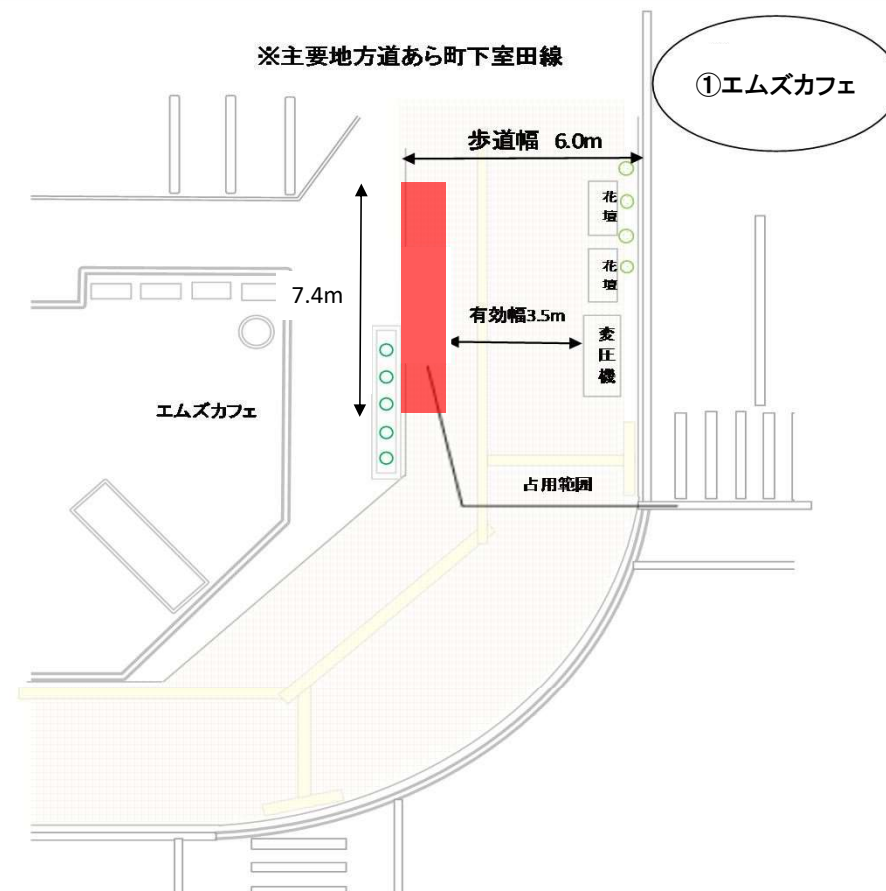
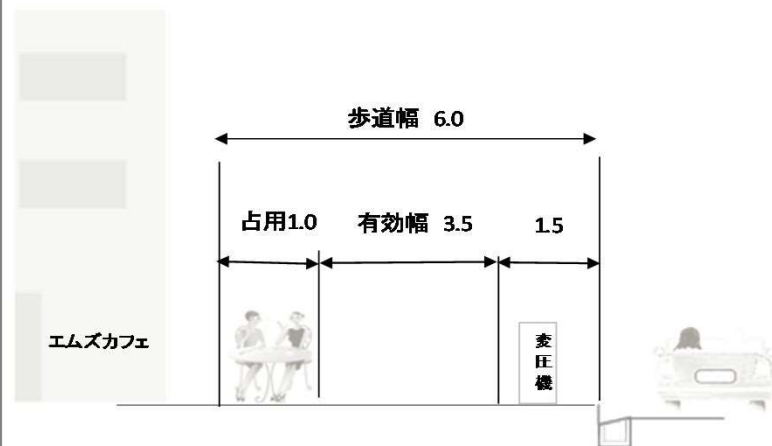


制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



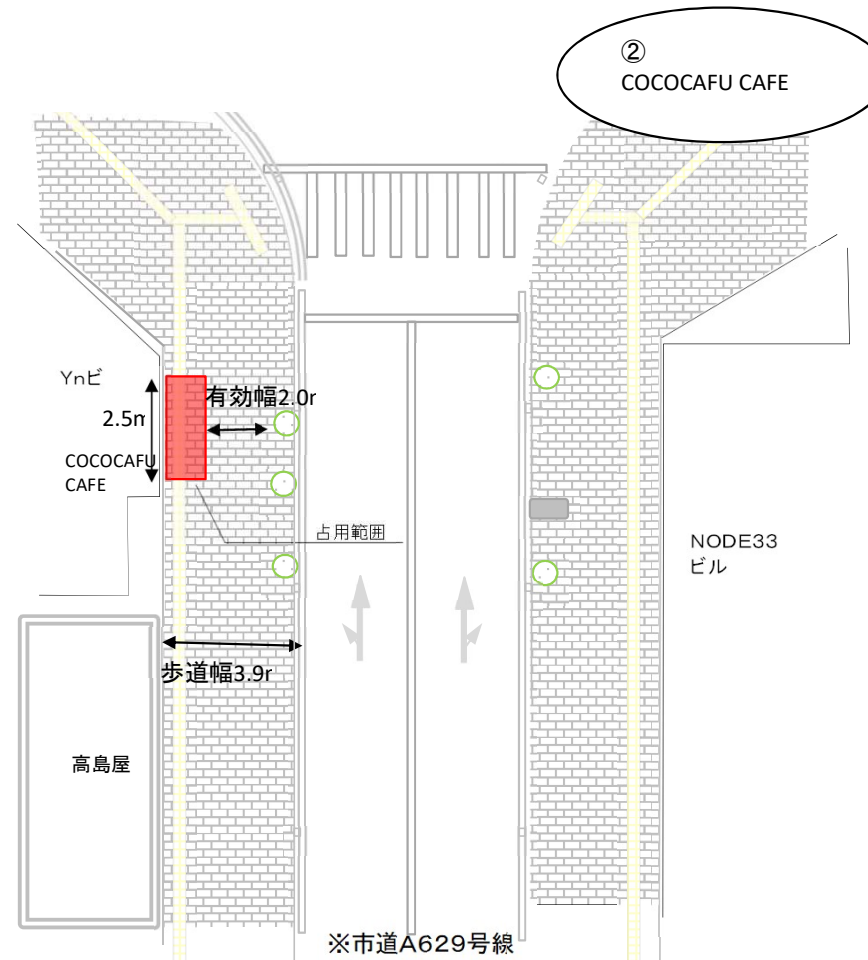
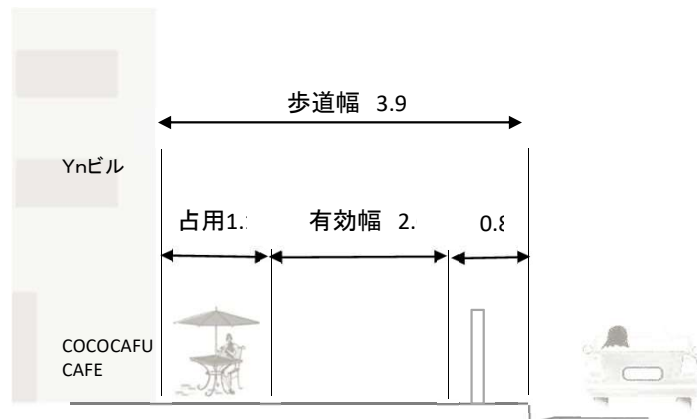
凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域



制度別詳細1-1-①(道路占用に関する事項)

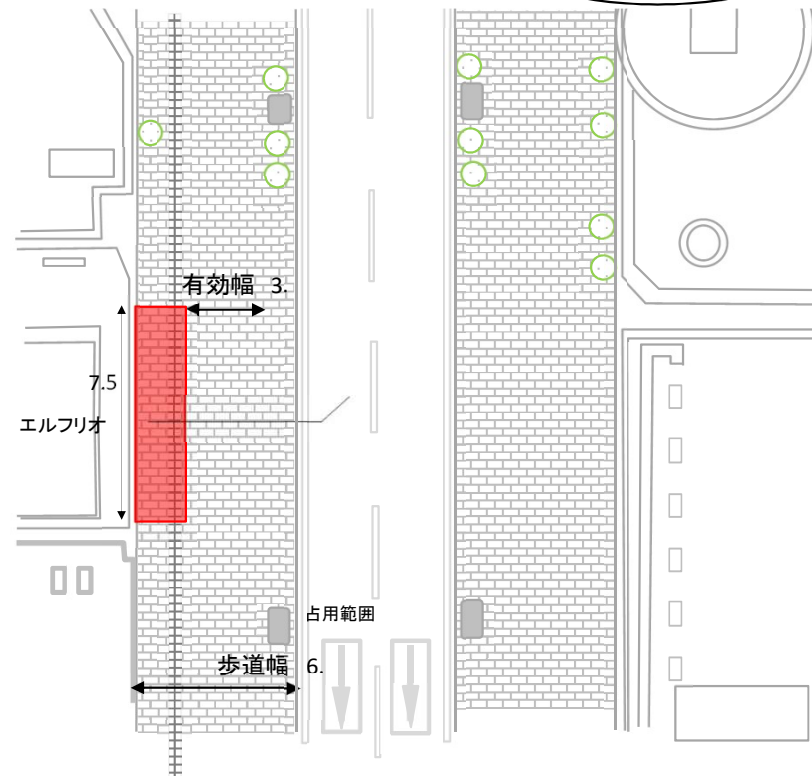
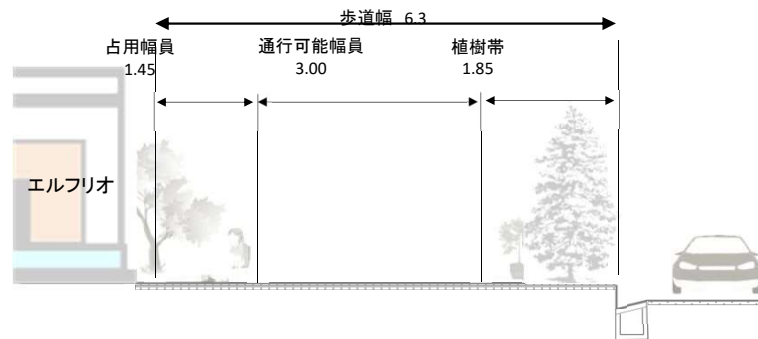
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(食事施設)

※ 主要地方道藤木高崎線

③ エルフリオ



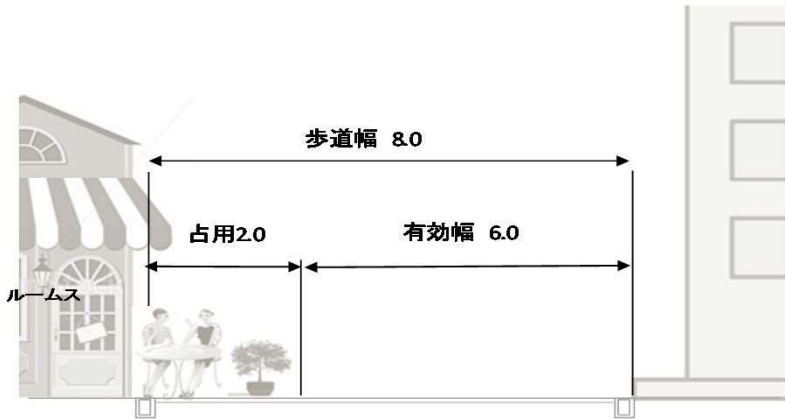
凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



④ルームス



※歩行者専用道路時間帯に限る。
(午後0時～午前0時)

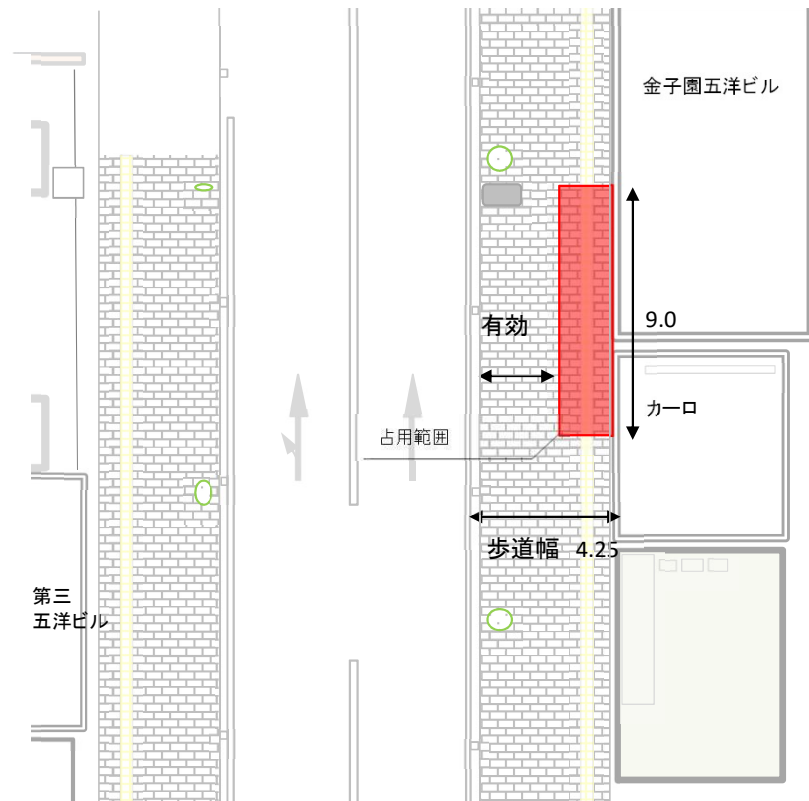
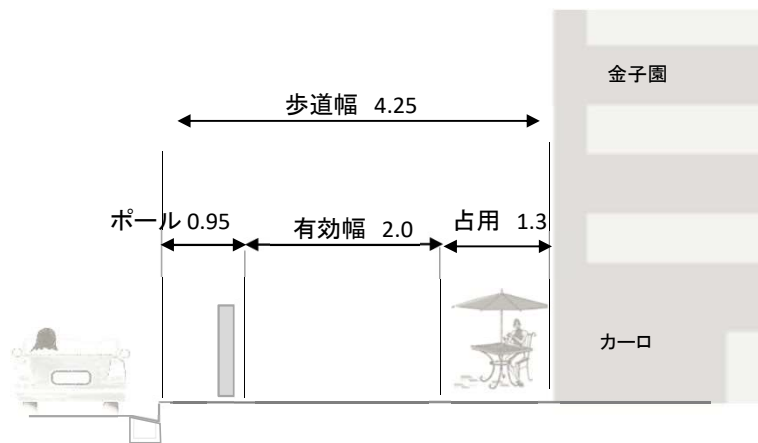
凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(食事施設)



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

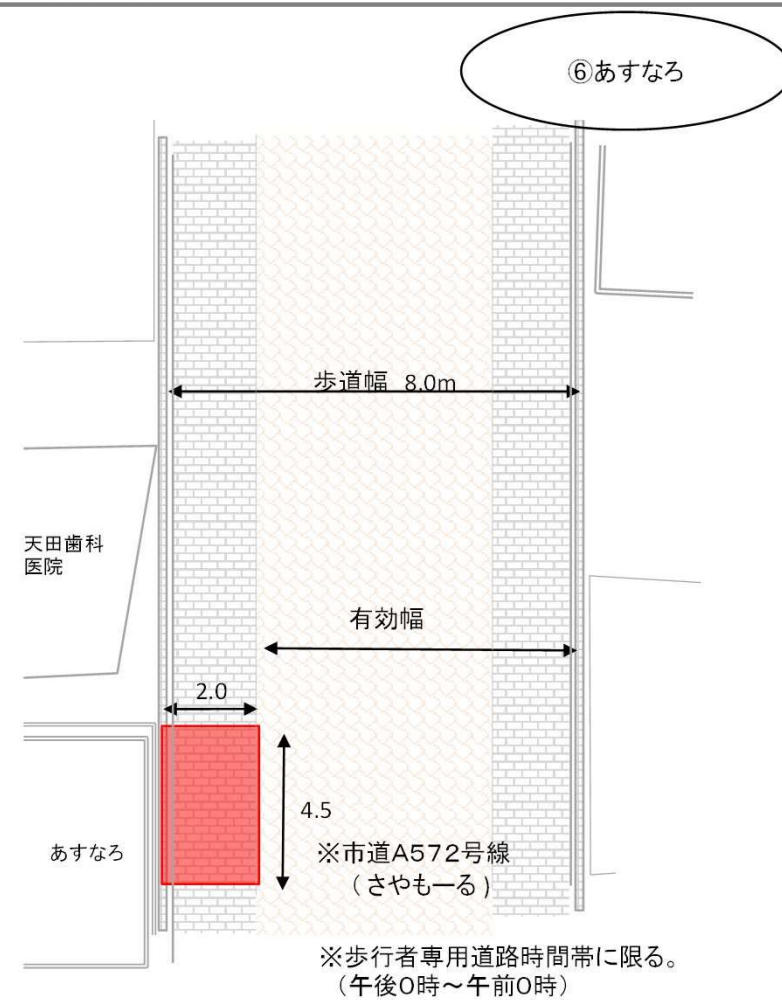
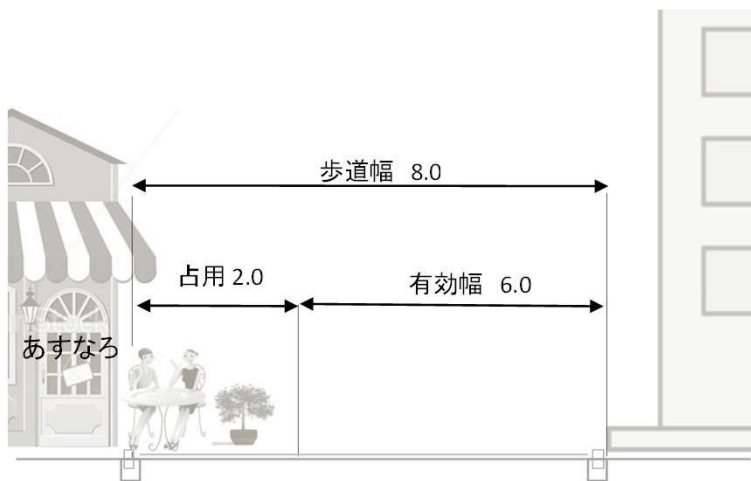


制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



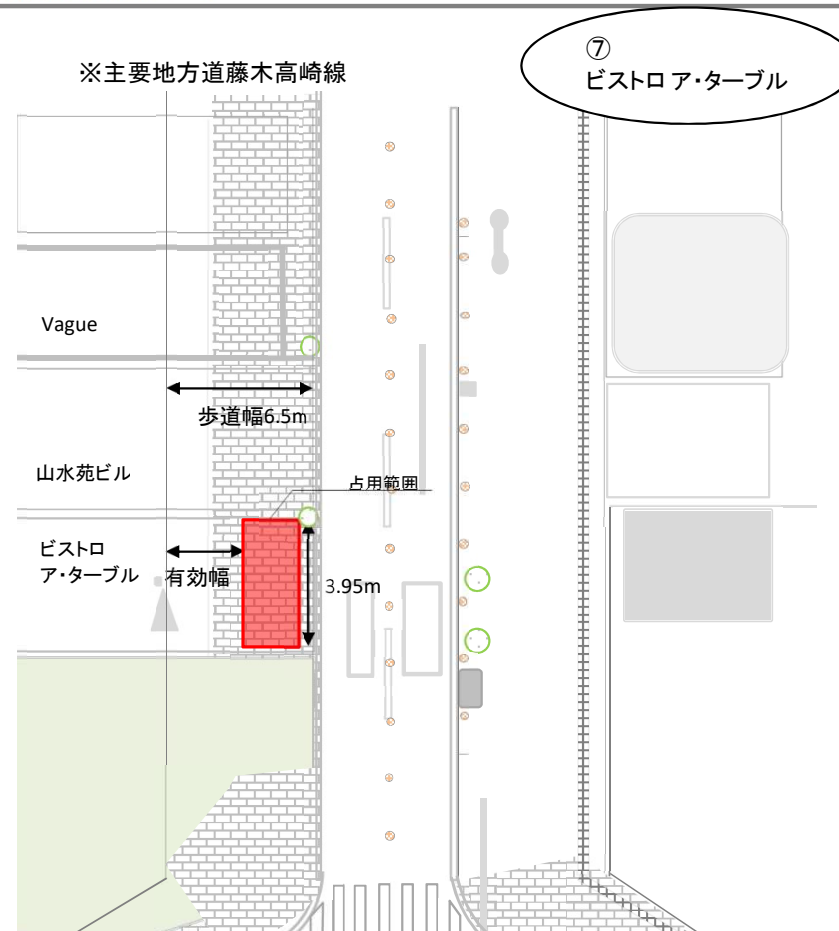
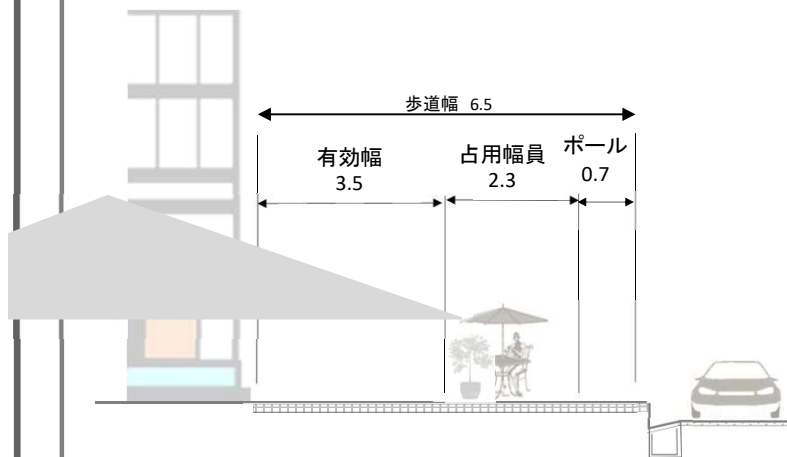
凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

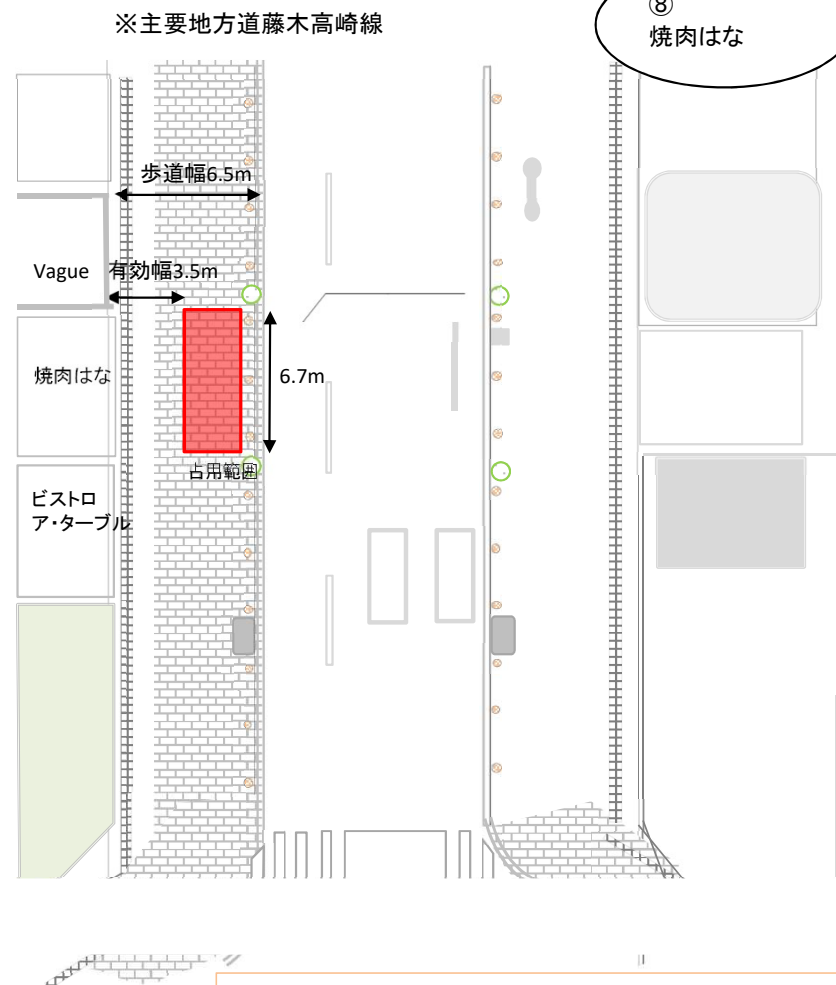
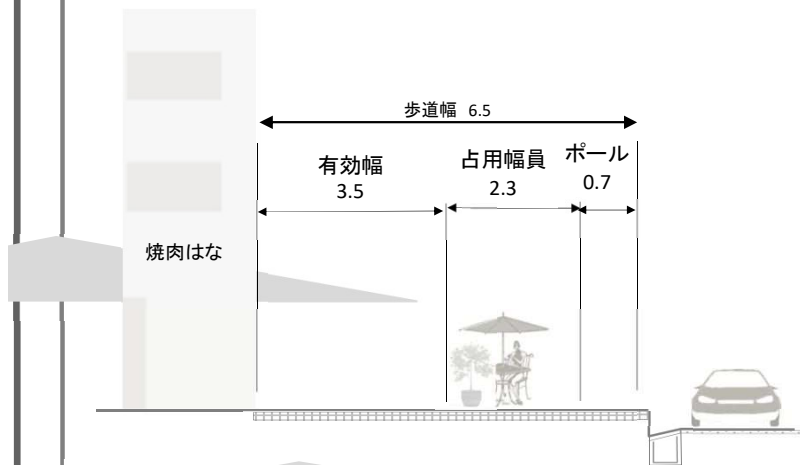
⑦
ビストロア・テーブル

制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

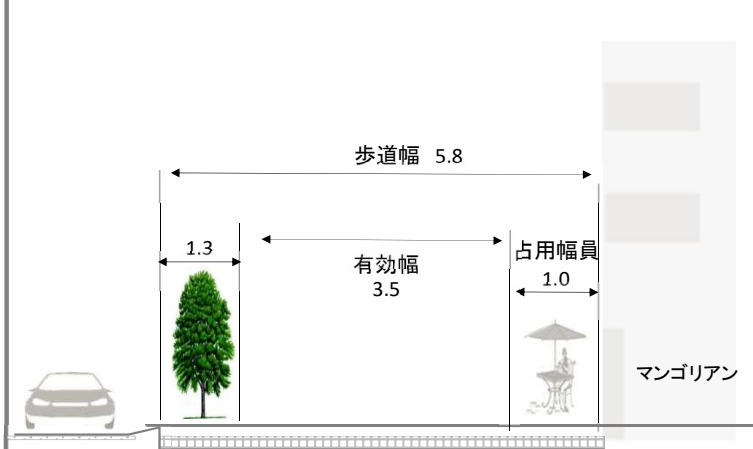


制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

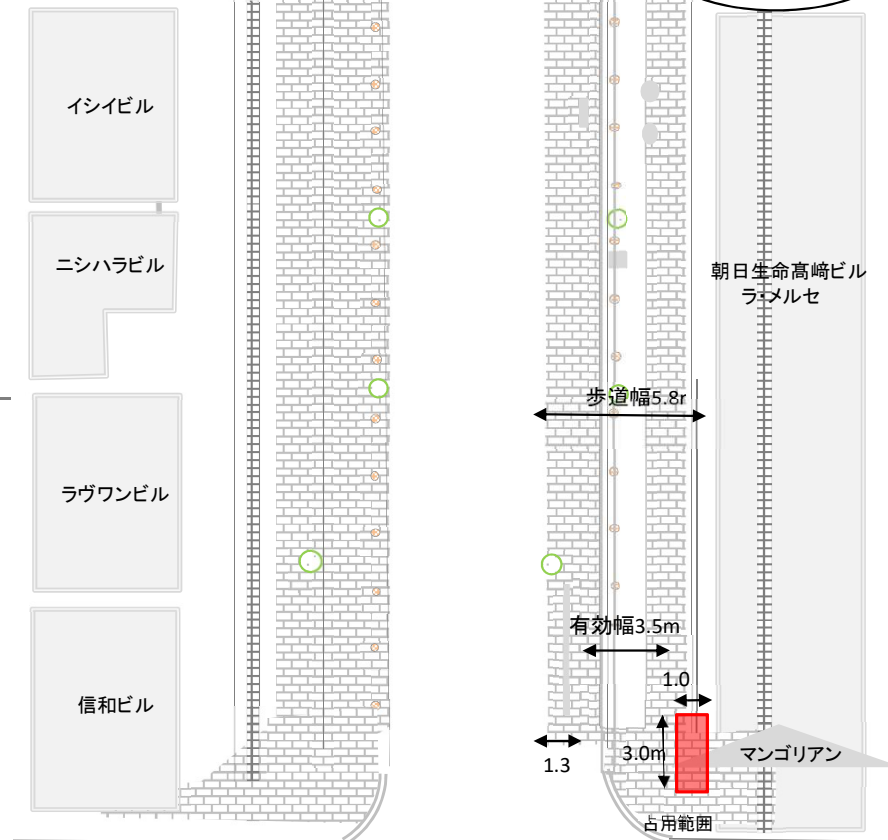
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



※主要地方道高崎停車場

⑨
マンゴリアン



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

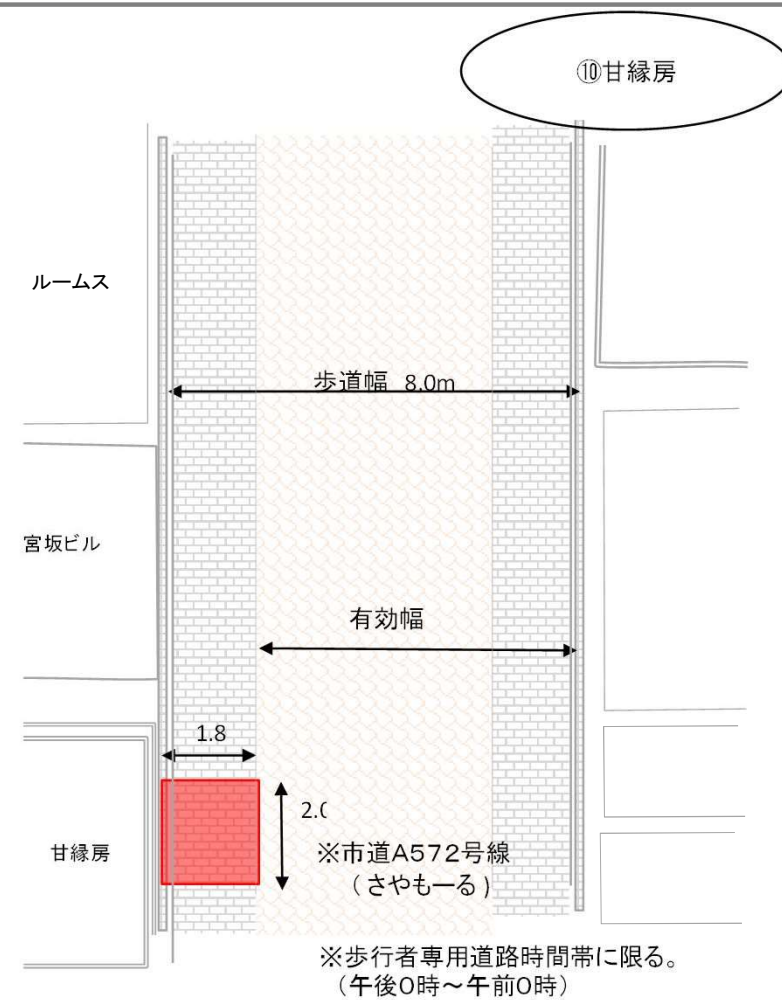
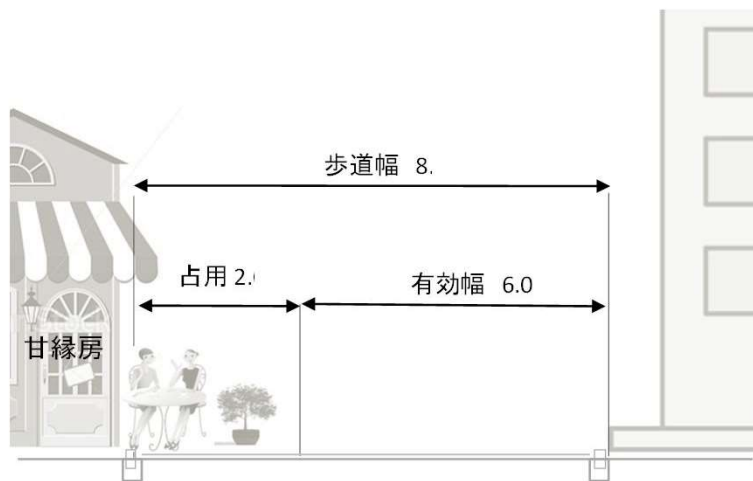


制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

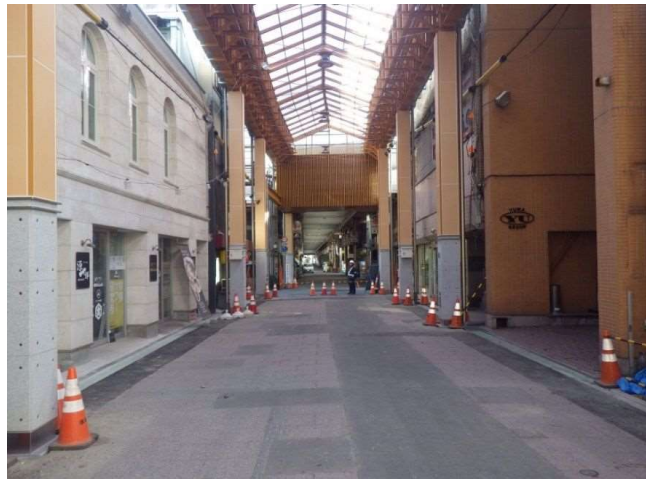
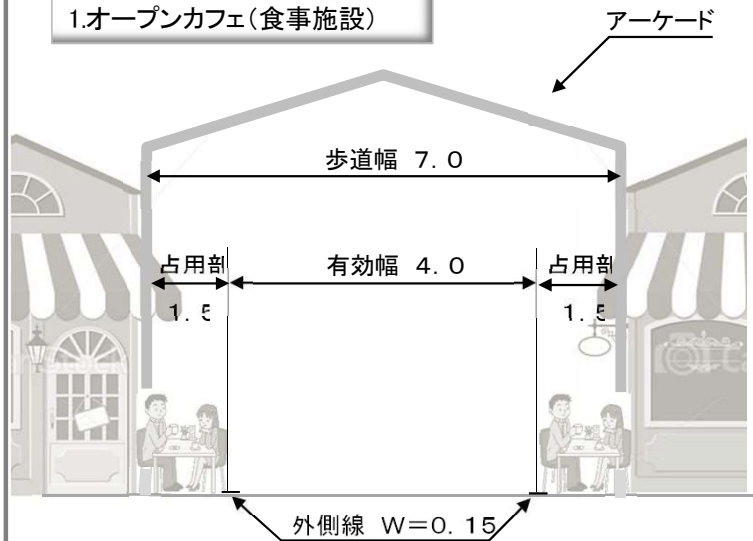


制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

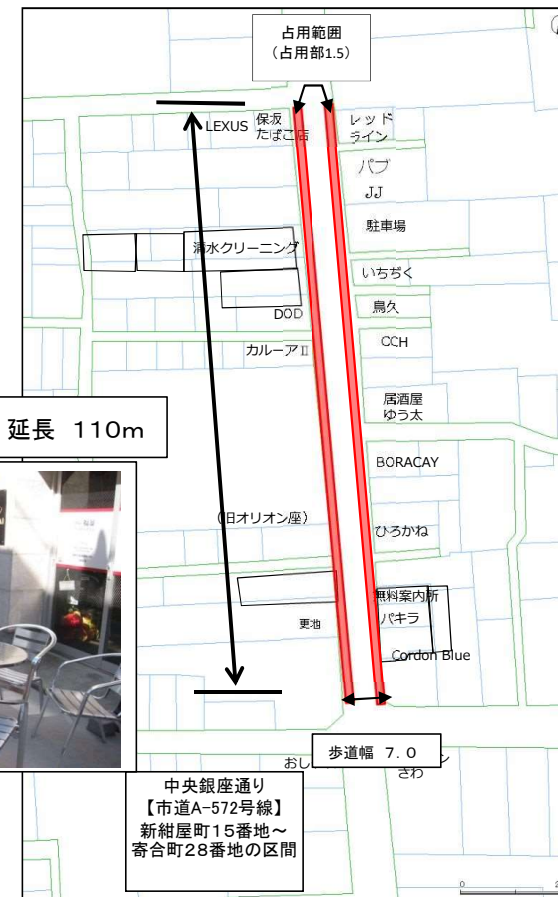
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(食事施設)



※ 通行規制: 12:00~24:00 車両進入禁止



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)

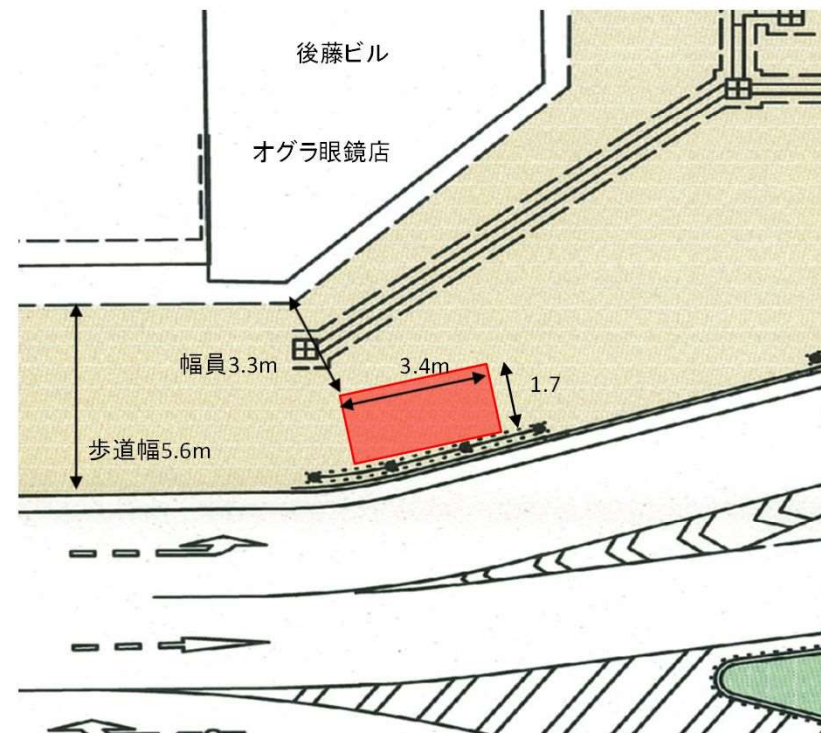
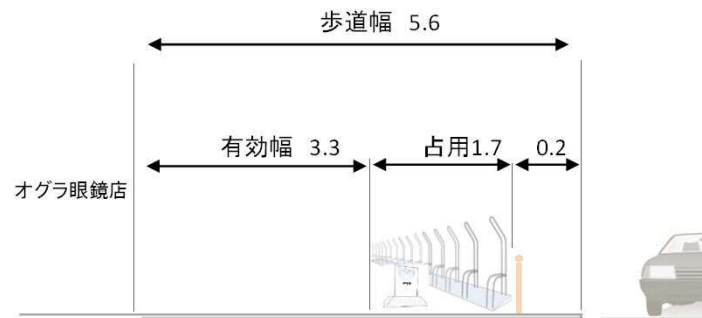
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

2.自転車駐輪器具

①高崎オーパ前

市道A629号線



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域



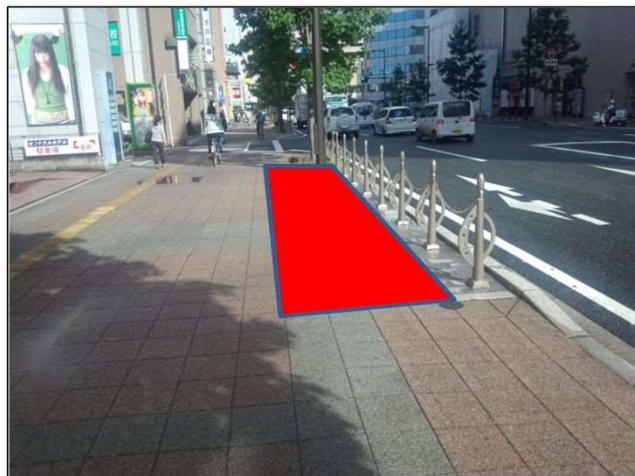
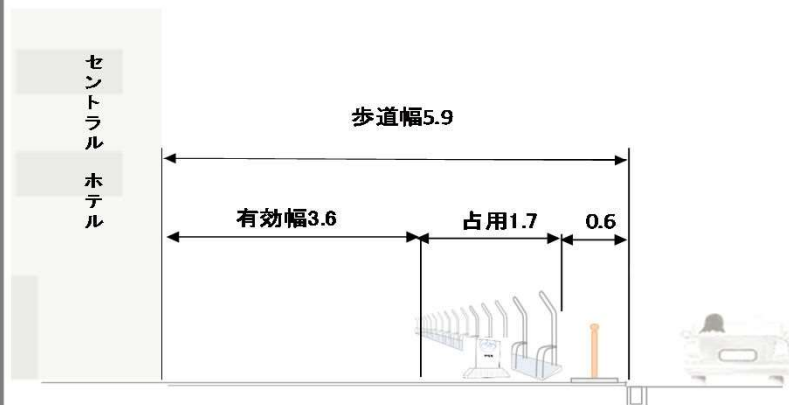
制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

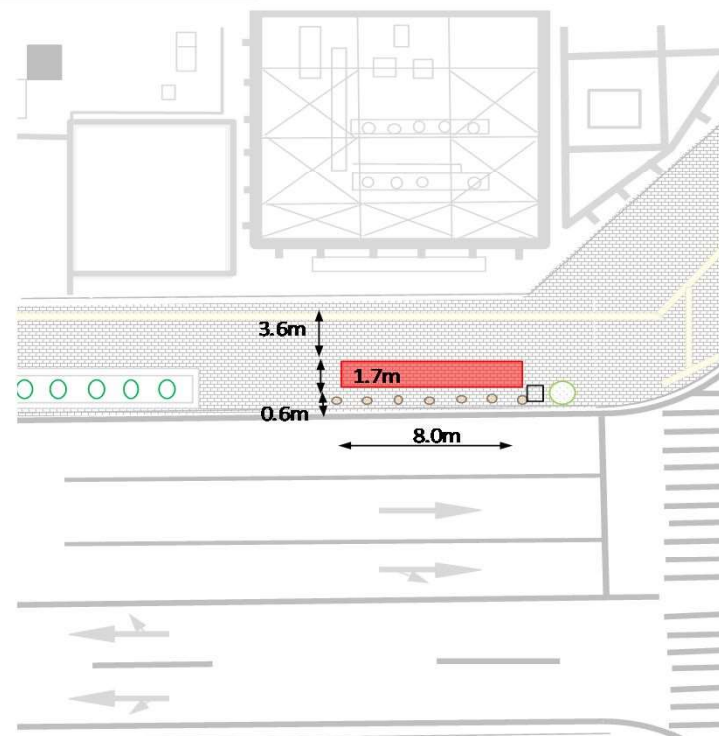
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

2.自転車駐輪器具

②セントラルホテル前



主要地方道高崎停車場線



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域



制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)

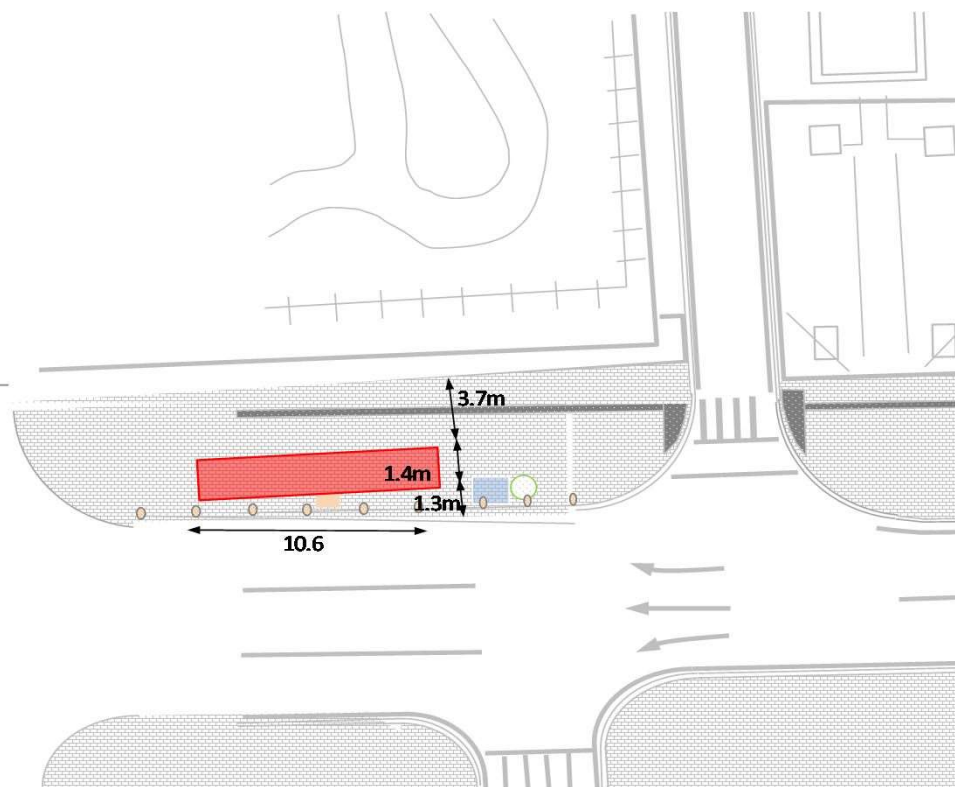
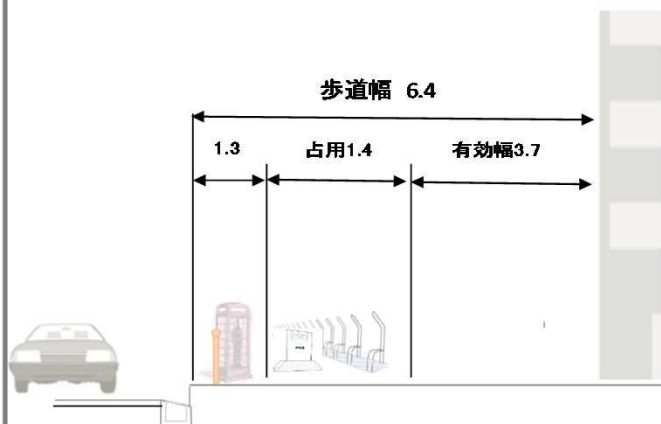
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

2.自転車駐輪器具

③スズラン前

主要地方道 藤木高崎線



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域



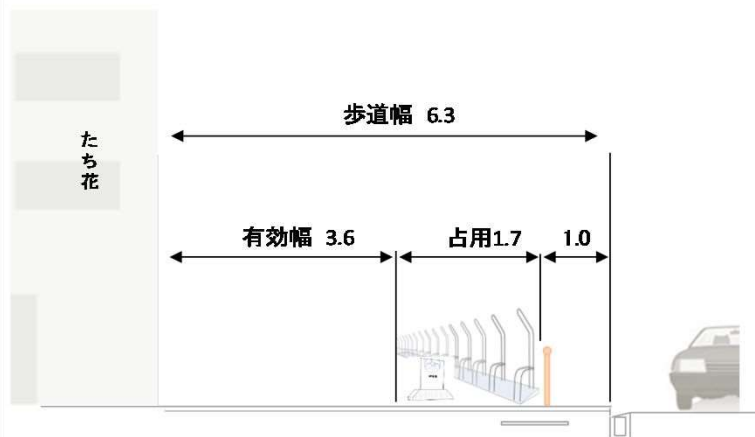
制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

2.自転車駐輪器具

④たち花前



主要地方道藤木高崎線



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)

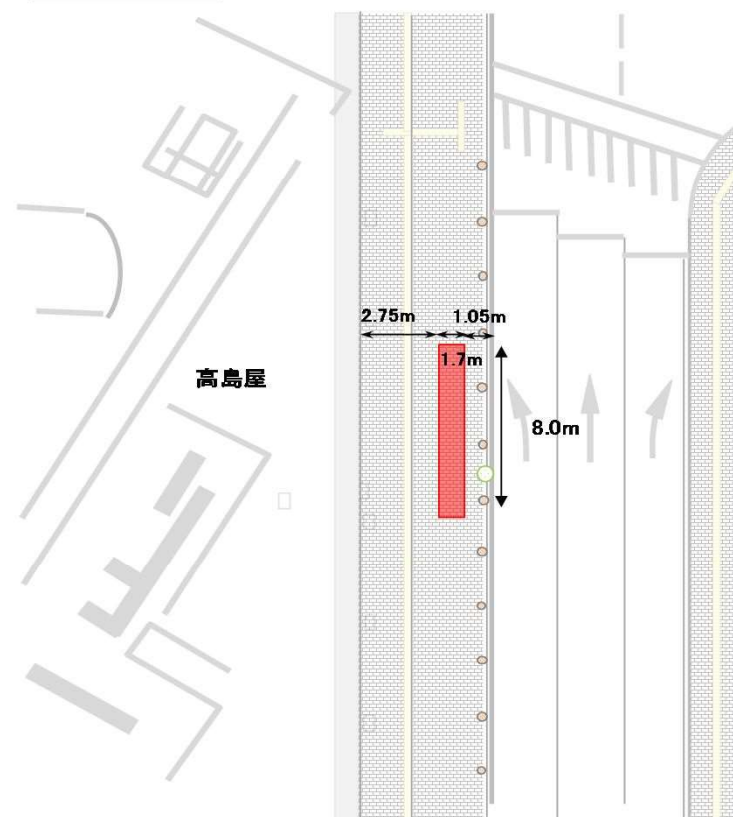
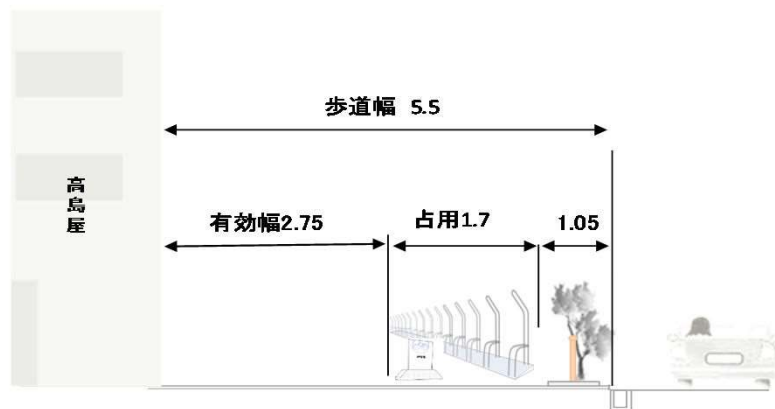
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

2.自転車駐輪器具

⑤高島屋前

市道A654号線



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)

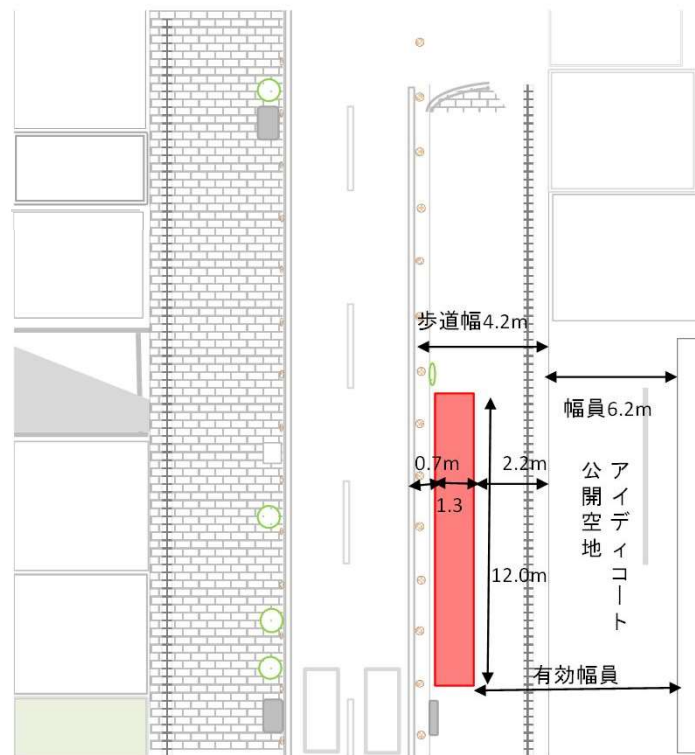
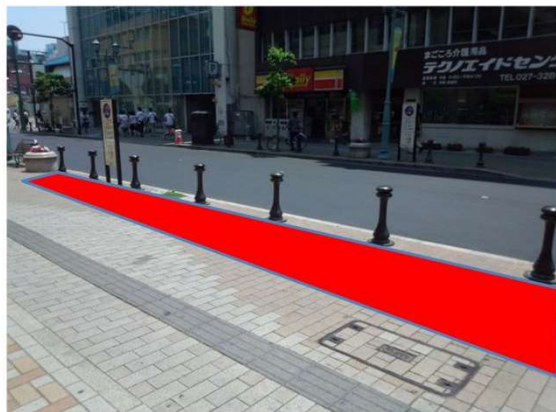
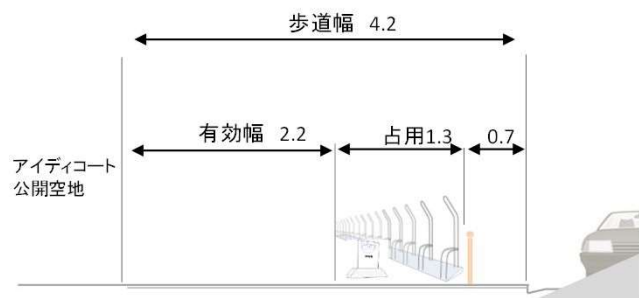
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

2. 自転車駐輪器具

⑥ 慈光通り

市道A629号線(慈光通り)



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域



制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)

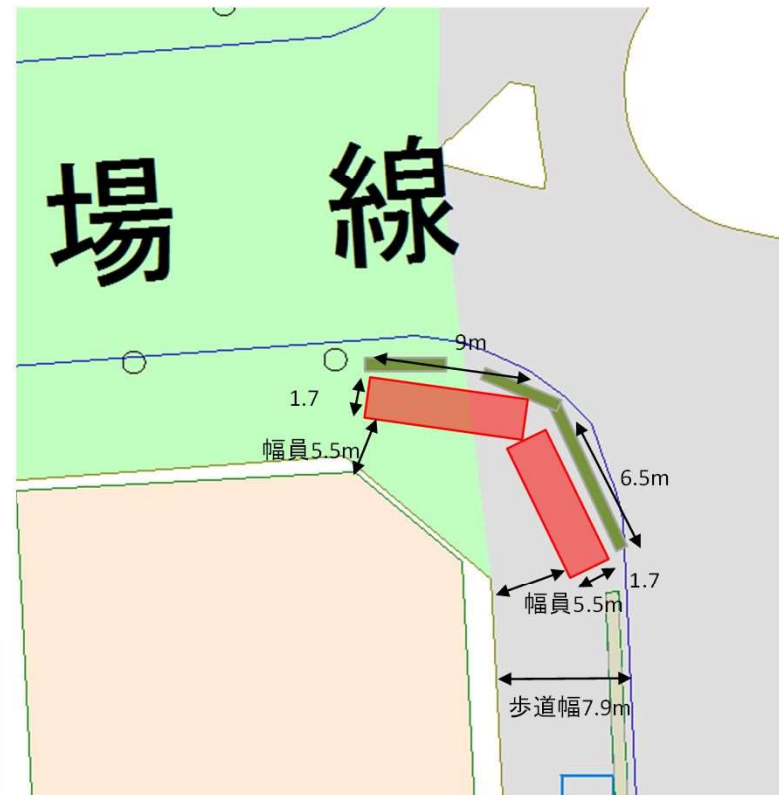
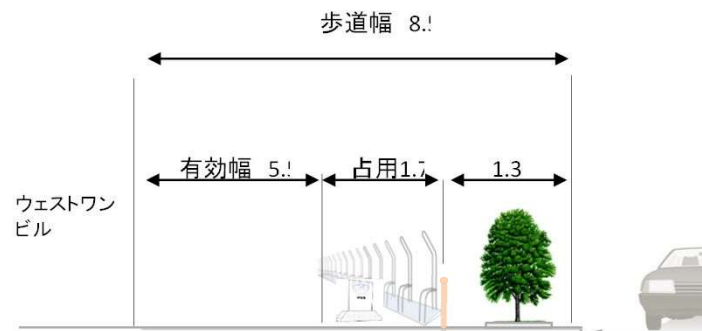
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

2.自転車駐輪器

⑦駅西口広場

市道 A654号線

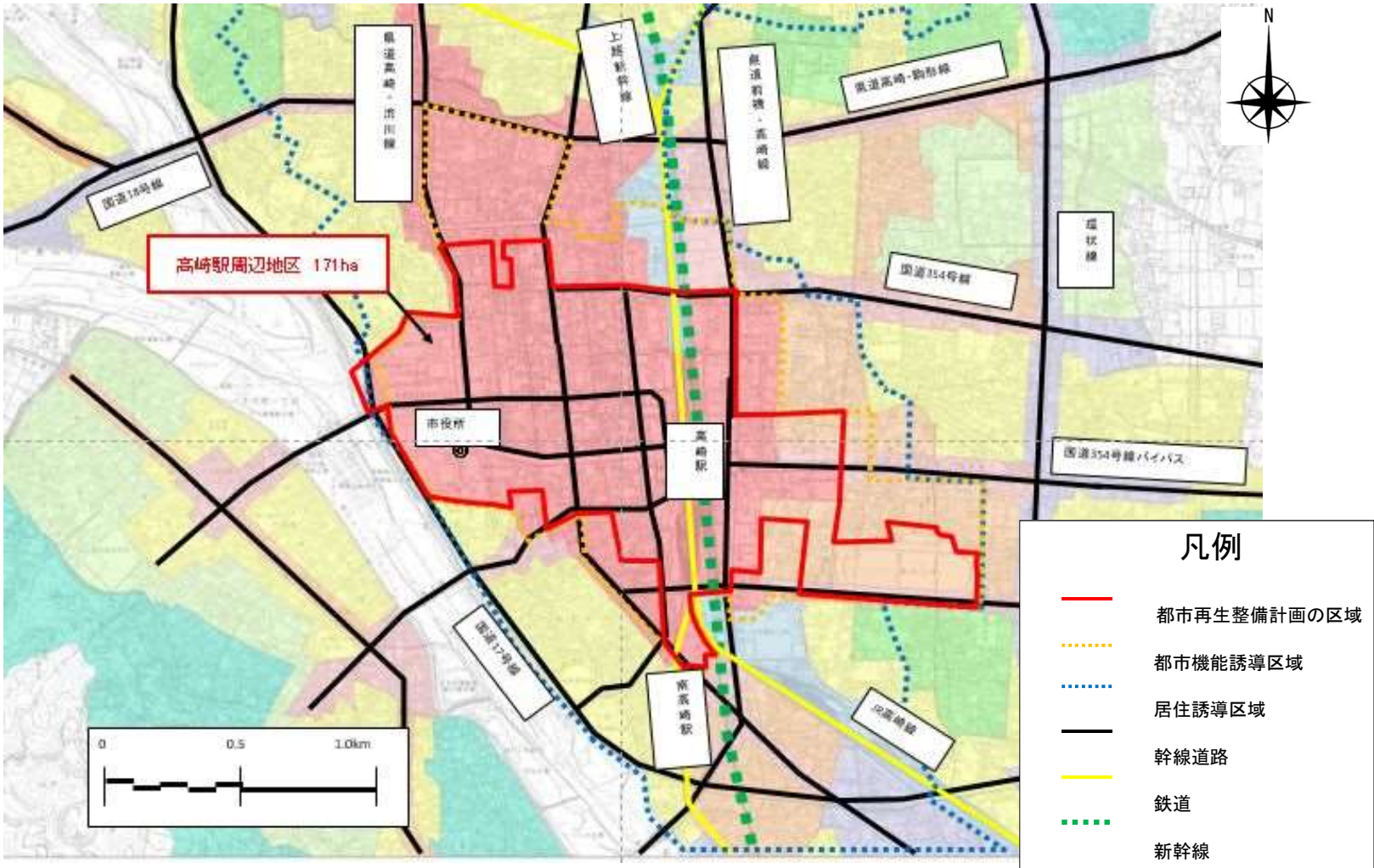


凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域



高崎駅周辺地区(群馬県高崎市)	面積	171 ha	区域	旭町、あら町、鍛冶町、鞆町、白銀町、真町、新紺屋町、砂賀町、通町、中紺屋町、檜物町、元紺屋町、八島町、寄合町、連雀町、嘉多町(一部)東町、北通町、九蔵町、下横町、下和田町4丁目、下和田町5丁目、田町、高松町、鶴見町、宮元町、柳川町、弓町、羅漢町、和田町、岩押町、江木町、上中居町、北双葉町、栄町、本町、常盤町
-----------------	----	--------	----	--

※ 計画区域が分かるような図面を添付すること。



高崎駅周辺地区 171ha

○関連事業
都市計画道路仲通り線中央アーケード活性化事業

○関連事業
まちなかオープンカフェ推進事業

■基幹事業
高次都市施設（観光交流センター）
（高松かわまち展望レストハウス）

■基幹事業
高次都市施設（テレワーク拠点施設）
（高松かわまち展望レストハウス）

■基幹事業
地域生活基盤施設
（歩行者デッキ・EV）

○関連事業
コミュニティ施設活動支援事業

○関連事業
まちなかコミュニティサイクル推進事業

○関連事業
土地区画整理事業
（高崎駅周辺（西口）地区）

○関連事業
土地区画整理事業
（東口第二地区）

■基幹事業
地域生活基盤施設
（太陽光発電）

■基幹事業
高次都市施設（地域交流センター）
（高崎市東町市民活動センター）

○関連事業
市街地再開発事業
高崎駅東口栄町地区

■提案事業
事業活用調査
（再開発と一体となったまちづくり検討業務）

凡例

- 基幹事業
- 提案事業
- 関連事業
- 道路占用許可の特例を活用し、にぎわいのあるまちづくりを行う予定の区域
- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域
- 市街化区域
- 市街化調整区域

0 0.5 1.0km